

梨漁連 12-1 号
令和4年12月8日

各 位

山梨県漁連漁業協同組合連合会
代表理事会長 萩原 剛



コクチバス密放流にかかる被害届の提出について（通知）

皆様方におかれましては、日頃から本県内水面漁業の振興にご理解とご尽力をいただき、誠に有り難うございます。

さて、県内の琴川ダム湖にコクチバスがいつの間にか生息し、アマゴ、イワナの稚魚等が食害を受けていることが、令和元年に確認されました。発見当初はその被害に困惑しましたが、県内水産関係者が一致協力し、その定着を阻止するために多大な労力と経費を費やしたことにより、完全駆除の可能性が見えてきました。

しかし、関係者からは、違法な密放流が再度行われることの危険性が指摘されています。コクチバスが定着した場合、在来の生態系は改変し、再び元に戻すことは、ほぼ不可能と思われます。このような社会的な合意を得ず、また自ら責任を取ることのない行為に対し、私たちは憤りを感じずにはられません。

このようなことから、今回コクチバス密放流にかかる被害届の提出を別添のとおり行いました。今回の被害届の提出は、外来生物法における趣旨を多くの方々に、理解していただくために行うものです。つきましては、貴下関係者への周知につき、ご協力をいただければ大変有り難く存じます。

被害届の概要

- 届出日：令和4年12月6日
- 届出先：日下部警察署長
- 内容：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に違反するコクチバスの密放流が山梨市内の琴川ダム貯水池で行われ、これにより通常業務が妨害されているので被害を届け出る。
- 被害者：山梨県漁業協同組合連合会
 峡東漁業協同組合
- 被害を確認した日：令和元年6月18日（コクチバス確認日）以降現在まで
- 被害の場所：山梨市地内の琴川ダム貯水池（乙女湖）
- 被害の状況：峡東漁協は、乙女湖及びその流域の漁業権が県から免許され、稚魚等を放流しその経費を遊漁料として釣り人から徴収するなど、漁場の管理を生業としている。県漁連は、管内各漁協の活動を支援するため、県庁などの行政機関との連絡調整や技術的指導等を行っている。

この水域には従来からイワナやアマゴが生息していたが、令和元年6月18日に乙女湖で実施された調査において、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、特定外来生物に指定されているコクチバスが生息、繁殖していることが確認された。

乙女湖はダム湖であるため自然遡上は不可能で、上流の河川は標高が高くコクチバスが生息していないため流下することはなく、放流種苗に混入する可能性もないことから、誰かが故意に密放流し、繁殖したと考えられる。

特定外来生物の管理については、本来漁協の業務ではないものの、放置すると下流域に拡大し、在来魚がコクチバスの食害を受け、漁協の運営に大きな支障が発生することが想定された。このため関係機関と協議しつつ連係してコクチバスを駆除し、更には密放流防止のための監視カメラや看板の設置をしている。これら本来なら必要でない活動のため、漁協及び漁連の労力及び費用の負担が増加し、通常業務が妨害されている。

琴川ダム湖に密放流されたコクチバスについて

令和4年12月8日

【経緯】

- 令和元年6月に琴川ダム湖（峡東漁協管内）で、コクチバスの生息が確認された。
- コクチバスは、オオクチバスに比べ低水温および流水に対する抵抗性が強いことから、河川でも繁殖し、アユを始め日本の在来生物に大きな影響を与えている。
- このためコクチバスは平成17年に外来生物法で「特定外来生物」として飼育、運搬、放流等が禁止され、違反した場合最大で個人300万円、法人1億円の罰金が科せられる。
- コクチバスは、山梨県内では平成8年本栖湖で初めて確認されたが、平成14年までに完全駆除されている。その後散発的に本栖湖や西湖等で1、2尾の生息が認められたものの県内での繁殖は確認されていない。

【これまでの対応】

- 琴川ダムで繁殖した場合、県内初の定着事例となり、ダムから流下して下流富士川水系の溪流魚やアユへの影響が予想された。さらには、繁殖したコクチバスが密放流の新たな供給源となり、県内各水域へ拡散することが懸念された。
- このため、令和元年度は、県花き農水産課と山梨県水産技術センターが中心となり、次の対応が図られた。
 - ・ 現場対応：生息状況調査及び駆除、啓発看板及び監視カメラの設置、日下部警察署との合同パトロール、漁場監視の強化
 - ・ 啓発：対策会議の開催、山梨県内水面漁場管理委員会指示による琴川ダム湖のコクチバス釣り禁止（注1）、密放流防止について関係機関へ通知及びHPへ掲載
- 令和2年度以降の駆除事業は、水産技術センターの技術指導のもと県漁連が実施主体となり、経費を山梨県、全国内水面漁業協同組合連合会、峡東漁協と分担し、実施している。また、啓発については県食糧花き水産課が中心になるとともに、水産技術センターでは国の委託を受け、新たな駆除技術の開発を進めている。
- 令和4年度の生息及び状況は、産卵床数が1箇所確認されたが、潜水目視されるコクチバスは対前年比-52%、刺し網CPUEは-80%となり、駆除効果が現れている。また、コクチバス釣り禁止の委員会指示によりバス釣り人も殆ど確認されていない。
- 駆除及び経費の状況については別紙のとおり。

【今回の対応】

- 琴川ダムにおいてコクチバス根絶の可能性が見えてきたが、再度執拗な密放流が行われることが危惧された。県漁連及び峡東漁協では、密放流を防止するためには、それが犯罪であることを明確にする必要があるとの結論に至りました。そこで今回法的対応として、連名で外来生物法違反に関する被害届を提出しました。

注1 コクチバス目的の釣りを禁止する委員会指示について

琴川ダムにおいて生息が確認されたコクチバスの本県への定着と、河川湖沼等への被害拡大を防止するため、山梨県内水面漁場管理委員会から、琴川ダム貯水池におけるコクチバスを目的とした釣りを禁止する委員会指示が発出されている。

指示の期間

令和2年4月17日から令和3年4月16日まで

令和3年4月17日から令和4年4月16日まで

令和4年4月17日から令和5年4月16日まで

指示の内容

琴川ダム貯水池でコクチバスを目的とした釣りをしてはならない。

琴川ダム貯水池でコクチバスを釣った場合、リリース（生きたまま池に戻す）してはならない。

罰則

委員会指示に従うよう命じた知事の命令に違反した場合には、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金又は拘留もしくは科料が適用される場合がある。

○ 駆除事業の実施状況

年度	駆除期間 (開始-終了)	駆除回数		潜水目視		駆除数					駆除経費 千円
		潜水駆除 回	刺網・釣り 回	目視数 尾/回	産卵床 箇所	刺網 尾	釣り 尾	水中銃 尾	その他 尾	合計 尾	
R1	6/26-9/25	5	9	50	14	40	19	4	50	113	-
R2	4/24-10/16	28	21	110	7	547	44	48	1	640	1,712
R3	5/11-10/15	23	20	42	0	305	1	17	1	324	1,712
R4	5/25-10/14	21	17	20	1	52	0	5	0	57	1,612

注：令和元年度は発見直後であったため、水産技術センターが状況を把握するために実施し、R2から本格実施。

駆除経費は、峡東漁業協同組合、山梨県漁業協同組合連合会、山梨県、全国内水面漁業協同組合連合会が分担して負担している。